

借金問題

よくある質問・お客様の声編

Restart with Adire

弁護士を、もっと身近な存在に。

「アディーレ」＝「身近な」法律事務所として

「弁護士」と聞くと、どんな存在をイメージしますか？

「近寄りたくない」、「相談しづらい」、「お金がかかりそう」…。

困ったことが起きたときにだけ登場する弁護士は、
日常からかけ離れた、縁遠い存在だと思われるかもしれません。

そんな弁護士に対するイメージを覆し、
皆さまにとっての「身近な法律事務所」になることが、
私たちアディーレの理念です。

何度でも無料でご相談を受け付けること[※]

弁護士費用を明確にして、ご依頼時の不安をなくすこと。

全国に支店を構え、多くの方がご相談しやすい環境を作ること。

ラテン語で「身近な」を意味する「アディーレ」の名にふさわしくありたいと、
創設以来、お客さま一人一人と真摯に向き合い、
よりよいサービスの提供に努めてまいりました。

自分では解決できないトラブルや問題に直面したとき、
「誰にも相談できない」、「どうすればいいかわからない」と、
一人で抱え込んでしまう必要はありません。

まずは、あなたのことを何でも話してみてください。
あなたの“これから”を、アディーレと一緒に考えます。

※一部サービスのご相談は有料となります。

任意整理のよくあるご質問 ①

任意整理はどのような場合に選択できますか？



任意整理は原則として、3年間(36ヵ月)で法定金利(15~20%)まで減額された元本を月々返済していく手続です。そのため、法定金利まで減額された元本を原則36(ヵ月)で割った金額が、月々返済に充てられる金額よりも下回れば、任意整理を選択することが可能です。また、任意整理は今後借金を返済していくという手続ですので、安定した収入を得ている必要があります。

任意整理の和解案では、何年間の分割が可能ですか？



任意整理の和解案で定める分割は、原則として3年間が目安ですが、場合によっては5年間まで可能です。ただし、取引期間が極端に短い場合や借金が少額の場合は、長期間の分割に応じてもらえない場合があります。

住宅や自動車を維持するために、住宅ローンや自動車ローンはこれまでどおり支払えますか？



任意整理は、民事再生や自己破産と異なり、裁判所を介さずに手続を行いますので、特定の業者を手続の対象としないで進めることが可能です。

そのため、住宅ローンや自動車ローンがある方は、そのローン会社のみを任意整理の手続から外して、これまでどおり支払っていくことができます。

任意整理では、遅延損害金や利息は発生しますか？



任意整理の和解では、分割返済であっても、遅延損害金や将来利息がカットされるケースが多いといえます。当事務所では、東京三弁護士会の統一基準に従った、分割返済もしくは一括返済での和解交渉を行います。この統一基準には、「和解案の提示にあたっては、それまでの遅延損害金、並びに将来の利息はつけないこと」という規定があり、大手の貸金業者はこれに従った和解の交渉に応じてくれることが多いです。

任意整理のよくあるご質問 ②

任意整理で和解が成立したあとは、
どのように返済していくのですか？



任意整理で和解が成立すると、和解内容に従って毎月各債権者に返済していくこととなります。しかし、債権者は複数になりますので、各債権者への返済をすべて個人の方がその都度行うのは、非常に手間がかかってしまいます。

そこで、当事務所では、ご相談時に設定した返済予定額（支払原資）を毎月当事務所に積み立てていただき、当事務所が依頼者の方に代わり、各債権者への返済を代行する方式を取っております。この、あらかじめ積み立てておく預り金のことを、当事務所では「プール金」と呼んでいます。

これにより、依頼者の方は、各債権者の口座に毎月ご入金いただく必要はなくなります。また、各債権者への返済が終了するまで当事務所が代理人となりますので、返済の期間中、急なご事情によって和解どおりの返済が一時的に困難になってしまった場合等にも、依頼者の方が直接債権者とやり取りをする必要はございません。

なお、銀行の振込手数料を含めた送金代行手数料として、債権者1社あたり1,100円（税込）／回が必要となります。

民事再生のよくあるご質問 ①

民事再生にはどのような手続がありますか？



民事再生の手続には①小規模個人再生と②給与所得者等再生の2種類があります。

①小規模個人再生

小規模個人再生とは、住宅ローン以外の借金の総額が5,000万円以下であり、継続して収入を得る見込みがある個人の方が利用できる手続です。小規模個人再生の場合には、原則として3年間で(1)法律で定められた最低弁済額か、(2)自己破産した場合に債権者へ配当される金額(これを「清算価値」といいます)のいずれか多いほうの金額を最低限支払う必要があります。また、下記で説明する給与所得者等再生と異なり、再生計画(民事再生の返済計画)が裁判所に認められるためには、債権者の数の2分の1以上の反対がなく、かつ反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと(*)が必要です。

例：A社・B社・C社からそれぞれ100万円ずつ借入があるケース

まず、A社とB社が賛成、C社が反対だった場合、「債権者の数の2分の1以上の反対がない」という条件を満たします。次に、反対した債権者の債権額の合計はC社の100万円となり、これは全債権額(A社+B社+C社=300万円)の2分の1、つまり150万円を超えていません。これで「反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと」という条件も満たすので、再生計画は裁判所に認められます。

※住宅資金特別条項付きの個人再生を利用する場合、住宅ローン業者は議決権がありませんので、債権者数、債権額のいずれにも算入されません。

②給与所得者等再生

給与所得者等再生とは、小規模個人再生を利用できる方のうち、給与等の安定した収入があり、収入の変動幅が小さい方が利用できる手続です。この手続では、(1)最低弁済額、(2)清算価値、(3)可処分所得(収入から所得税等を控除し、さらに政令で定められた生活費を差し引いた金額)の2年分のうち、もっとも多い額の支払いが最低限必要です。よって、一般的には小規模個人再生の場合よりも返済額が高額になります。その代わりに、小規模個人再生で要求される、債権者の数の2分の1以上の反対がなく、かつ反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと、という要件はありません。

民事再生のよくあるご質問 ②

小規模個人再生と給与所得者等再生とでは、
どちらの手続が有利なのですか？



給与所得者等再生では、返済総額を決定する際に、小規模個人再生の再生計画基準（最低弁済額と清算価値）のほかに、可処分所得の2年分という基準があります。可処分所得を算出する場合に、収入から控除される生活費は、生活保護を基準にした金額を参考にしていきますので、扶養者が少なく年収が多い方は、可処分所得が高額になってしまうことが通常です。

また、小規模個人再生で要求される債権者の数の2分の1以上の反対がなく、かつ反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと、という要件も、現在では銀行・消費者金融・信販会社などの民間業者は、そのほとんどが反対しないという態度をとっていますので、通常はこの要件もあまり問題になりません。そのため、一般的には返済額が少ない小規模個人再生のほうが有利といえます。

最低弁済額はいくらですか？



最低弁済額の基準は
右記のように定められ
ています。

借金の総額	最低弁済額
100万円未満	全額
100万円以上500万円未満	100万円
500万円以上1,500万円未満	借金の総額の5分の1
1,500万円以上3,000万円未満	300万円
3,000万円以上5,000万円以下	借金の総額の10分の1

どうしても処分したくない高価な財産があるのですが、
民事再生をした場合には、どうなりますか？



民事再生は、自己破産と異なり、高価な財産をお持ちの場合にもその財産を処分せずに手続を進めることができます。しかし、無条件に高価な財産を維持することができるというわけではありません。民事再生の場合には、高価な財産が処分されない代わりに、その財産を処分したときに債権者へ配当される金額よりも、多くの金額を返済しなければならないという決まりがあります（これを「清算価値保障」といいます）。そのため、民事再生をされる方が、最低弁済額の基準で定められた金額以上の価値のある財産を持っている場合には、少なくとも財産の評価額全額を債権者へ支払わなければなりません。

民事再生のよくあるご質問 ③

民事再生をすると、住宅ローンはどうなりますか？



住宅に抵当権が設定されている住宅ローンがある場合には、そのままにしておくと住宅は処分されてしまいます。そのため、住宅を処分したくない場合には、再生計画案に住宅資金特別条項（住宅ローン条項）を付けることになります。住宅ローン条項を利用するための条件は、以下のようになります。なお、民事再生をしても住宅ローンについては一切減額されませんので、注意が必要です。

- 1) 民事再生をされる方が住宅を所有（共有）していること
- 2) 民事再生をされる方が住宅に居住していること
- 3) 住宅に住宅ローンの抵当権が設定されていること
- 4) 住宅・敷地に住宅ローン以外の抵当権が設定されていないこと など

民事再生を弁護士に依頼したあとは、住宅ローンの支払いはどうなりますか？



弁護士に民事再生を依頼すると、受任通知の発送により債権者への返済を一時的に止めることができます。しかし、民事再生は、住宅ローンは減額の対象外であり、今後も返済していくことが前提の手続です。そのため、民事再生では、弁護士に依頼したあとも、住宅ローンはこれまでどおり支払っていくことになります。

民事再生をすると、住宅ローン以外の借金はすべて減額されるのですか？



民事再生をすると、原則としてすべての債務が減額されます。しかし、以下のような債務は含まれません。

- 1) 税金等の公租公課（国や地方公共団体に納める公的負担のこと）
- 2) 養育費や扶養義務に基づく支払い債務
- 3) 故意または重過失による不法行為に基づく損害賠償債務
- 4) 罰金 など

民事再生のよくあるご質問 ④

民事再生の場合には、裁判所へ何回行く必要がありますか？



東京地方裁判所の場合、すべての民事再生について再生委員が選任され、裁判所とのやり取りは書面で行われますので、民事再生をされる方は一度も裁判所へお越しいただくことなく 手続きを進めることができます。ただし、再生委員との面接には、同席していただく必要がありますので、再生委員の事務所（もしくは弁護士会館）に一度お越しください。 ※各地方裁判所によって運用が異なります。

再生委員とはどんな人ですか？



通常は弁護士が選任されます。主な役割は、①裁判所に代わって、民事再生をされる方の財産や収入の調査を行い、借金の状況を確認すること、②再生計画案の作成について民事再生をされる方に指示を出すなどして、手続きが適正に行われるように監督することです。

再生計画どおりに返済ができなくなった場合はどうなりますか？



再生計画どおりに返済ができなくなった場合、債権者からの申立てにより再生計画が取り消されることがあります。再生計画が取り消されると、減額された借金は元に戻ってしまいます。ただし、勤務先の業績不振で給与が減額されたなどのやむを得ない事情があり、返済する期間を延長すれば当初の再生計画に定められた返済が可能であると認められる場合には、再生計画を変更して、返済期間を延長することができます。また、再生計画に定められた返済金額のうち、すでに4分の3以上の金額を支払い終わっている場合、残りの借金の返済について免除を受けることが可能な場合があります（これを「ハードシップ免責」といいます）。

自己破産のよくあるご質問 ①

自己破産ができるかどうかの基準はありますか？



自己破産を選択するためには、法律上、「支払い不能」であることが条件とされています。支払い不能とは、現在の収入・財産によっては、将来借金を返済することが著しく困難である状況を指します。一般的には、現在の借入総額を原則36(カ月)で割った金額が毎月の返済可能額を上回っている状態であれば、支払い不能であると判断されます。

自己破産をしたことが誰かに知られてしまうことはありますか？



自己破産をすると、「官報」という国が発行している新聞のようなものに住所と氏名が掲載されますが、一般の方が官報を見ることはまずありませんので、官報により自己破産をした事実が誰かに知られることはほとんどないといえます。ただし、裁判所によっては家族に関する書類の提出などを求められる場合がありますので、ご家族の方には伝える必要が生じることもあります。ご家族の方に手続を秘密にすることは難しいと考えたほうが無難ですし、経済的更生を図るという自己破産の趣旨からも、ご家族に秘密のまま自己破産をすることは望ましくありません。必ずご家族の方に知られるわけではありませんが、自己破産の事実を伝え、生活を立て直すために協力をお願いするほうがよいでしょう。

自己破産をしたことを会社に知られると退職しなければなりませんか？



会社は、自己破産を理由に従業員を解雇することはできません。会社が従業員を解雇するには、解雇権の濫用に当たらないような相当の理由が必要であり、従業員が自己破産をしたことだけでは相当の理由には当たらないとされているため、自己破産をしたからといって退職する必要はありません。

自己破産をすると、家族にどのような影響が出ますか？



ご家族の方が保証人などになっていない限り、法的な影響はありません。ご家族の方の財産が処分されることは原則としてありませんし、ご家族の方が制限職種に就くことも問題ありません。また、ご家族の方の信用情報にも影響ありません。

自己破産のよくあるご質問 ②

自己破産をすると、持っている自動車は処分されてしまいますか？



自己破産をすると自動車が処分されてしまうかどうかは、その時点での自動車の価値や自動車ローンが残っているかどうかによって異なります。

まず、自動車ローンが残っていない場合で、自動車の時価が20万円以上の場合には、原則として処分しなければなりません。なお、例外的にどうしても自動車の維持を希望する場合には、その旨を裁判所に認めてもらい、自動車の価値分を支払うことで維持できる可能性があります。自動車の時価が20万円未満の場合は、原則としてそのまま維持することが可能です。

次に、自動車ローンが残っている場合ですが、通常は信販会社との契約により、ローンを完済するまでは自動車の所有権は信販会社が留保しています。このため、自己破産をする場合には、信販会社が自己の所有権に基づき自動車を引き揚げることになります。

※東京地方裁判所の場合。裁判所によって運用が異なる場合があります。

自己破産をすると、生命保険は解約しなければなりませんか？



自己破産をした場合の生命保険の取扱いについては、解約返戻金の金額によって異なります。解約返戻金が合計で20万円以上の場合には、原則として生命保険を解約する必要が生じます。なお、例外的にどうしても保険の維持を希望する場合には、その旨を裁判所に認めてもらい、解約返戻金の金額を支払うことで維持できる場合があります。

これに対し、解約返戻金が合計で20万円未満の場合には、原則として解約する必要はありません。

※東京地方裁判所の場合。裁判所によって運用が異なる場合があります。

免責が認められれば、すべての借金がなくなるのですか？



自己破産をすると、原則としてすべての借金がなくなります。しかし、以下のような債務は含まれません。

- 1) 税金等の公租公課 (国や地方公共団体に納める公的負担のこと)
- 2) 養育費や扶養義務に基づく支払い債務
- 3) 故意または重過失による不法行為に基づく損害賠償債務
- 4) 罰金 など

自己破産のよくあるご質問 ③

免責が認められないのはどのような場合ですか？



ギャンブルや著しい浪費などでできた借金については、例外的に免責が認められない場合があります。ただ、そのような場合でも弁護士が代理人となった場合には、少額管財手続により、管財人が自己破産をされる方の免責不許可事由の内容・程度や反省の有無、今後の更生の見込みなどを調査したうえで、免責が認められる可能性もあります。現在では、少額管財手続により免責不許可事由のある方でも、その多くは免責が認められる運用となっており、不許可となるケースは限られております。※裁判所の判断により異なります。

自己破産をすると、債権者に返済する必要がなくなるのですか？



自己破産をして免責決定が確定したあとは、原則として債権者に返済する必要はありません。また、自己破産をしたあとに得た収入や財産は自由に使用できます。

自己破産にはどのような手続がありますか？



自己破産には、少額管財（原則）と同時廃止（例外）という2つの手続があります。少額管財とは、自己破産をされる方に高価な財産がある場合や免責不許可事由がある場合などに、別の弁護士が裁判所から管財人として選任され、財産や免責不許可事由の有無を調査する手続です。少額管財は同時廃止に比べ手続が複雑になり、手続は6ヵ月程度かかり、原則裁判所へ1回、管財人の事務所へ1回お越しいただく必要があります。これに対し、同時廃止とは、自己破産をされる方に高価な財産がない場合であって、かつ免責についても問題がない場合に破産手続開始決定と同時に破産手続を終了するという簡単な手続です。この場合には、手続は3～4ヵ月程度で終了し、自己破産をされる方は、原則1回裁判所に行けば手続が終了します。

※東京地方裁判所の場合。裁判所によって運用が異なる場合があります。

保証人に内緒で自己破産はできますか？



弁護士が受任後、債権者から保証人へ連絡がいきますので、保証人に内緒にしておくことはできません。任意整理や民事再生の場合でも、通常は保証人に連絡がいくため、保証人がついている債務については、速やかにその旨を保証人に伝えましょう。

「アディーレ」を利用された/ ご相談者さまの声



今、このガイドブックを読んでいる皆さまのなかには、

債務整理に抵抗を感じている方、

債務整理をすると、その後の生活はどうなるのだろうと不安を感じている方、

債務整理をした場合、将来に何か不利益があるのではないかと悩んでいる方、

さまざまな思いやご事情を抱えた方がいらっしゃると思います。

ここでは、アディーレへ債務整理を依頼されたお客さまから寄せられた、

メッセージの一部を匿名でご紹介いたします。

借金問題を乗り越え、再出発の道を歩み出した方々の声を、

ぜひ参考にしてみてください。



メッセージの本文は、案件の解決後に依頼者の方からいただいたアンケートの回答を当事務所でまとめたものです。

「アディーレ」を利用されたノゾ相談者さまの声 ①

過払い金①



弁護士には、意外と気楽に相談できました。

Eさん（60代・男性）

旅行や車の購入などの入用が重なった時期に、20～30万ほどとそれほど多くはない額ですが、なかなか完済できず、長期間借入をしてしまいました。アディーレのことはラジオで知り、「過払い金があればラッキー」ぐらいの気持ちでしたが、弁護士や事務員の方の対応が親切だったので、最終的にお願いすることにしました。過払い金が戻ってきたら、そこから弁護士費用を支払うということで、費用はまったく用意していませんでした。交渉内容も実際の回収金額も納得しています。私自身、弁護士に依頼することをなかなか決心できなかった一人ですが、意外と気楽に相談できるとわかりました。これまで法律事務所に縁がなかったのですが、困ったことがあれば足を運んでみようと思うようになりました。

過払い金②



思いもよらぬプレゼントをいただいた気分です。

Sさん（50代・女性）

夫が病気で入院をしてしまった当時、私はパート勤務でした。3人の子どもの生活費や夫の入院費等で生活が苦しかったため、一番多い時期は、銀行とローン会社から合わせて110万円ほど借入をしていました。その後、すべての返済が終わりましたが、アディーレのTVCMを見たことをきっかけに、気軽な気持ちで相談。弁護士の話を聞いて、「ダメ元でもいい」と思って依頼することにしました。債権業者との交渉は5、6回くらいだったと思いますが、回収額が想像よりも高額だったので驚きました。相談から回収まで2年ほどかかりましたが、こんなに長い間頑張ってくださいました弁護士の方に感謝しています。思いもよらぬプレゼントをいただいた気分です。

任意整理①



取立てから解放され、安心して生活できています。

Hさん（50代・男性）

浪費癖から借金を重ね、だんだんと借金を返すための借金になっていきました。借入額は、800万円近くになっていたと思います。返済するのが当然であると、最初は弁護士への相談をためらっていたのですが、請求金額が膨れ上がってどうにもならないと思ったのと、家に取立てが来たり、郵便物が大量に届くようになったことから、アディーレに相談してみようと思いました。貯金がなく、弁護士費用は分割払いにしたのですが、月々4万円という額は少し大変でした。ただ、依頼してからは、手続すべてを行ってくれるので安心しました。取立てや電話、郵便物を見るのが苦痛で、帰宅するのが嫌な毎日。夜や休みに家に居てもビクビクする状態でしたが、今はそのようなことから解放されて、安心して生活できています。

「アディーレを利用された」ご相談者さまの声 ②

任意整理②



「ここなら大丈夫そうだ」と思いました！

Oさん（30代・男性）

クレジットカードのリボ払いを繰り返すうちに、月々の支払い額が増えていき、穴埋めのために借金をする生活でした。最初数十万円だった借入に対し、数年後の月々の支払いは数万円まで膨れ上がっていました。月々の支払いが厳しく、かといって親を頼って悲しませなくなかったのが、弁護士に相談しようと思いました。アディーレ法律事務所はネットで検索して知りました。債務整理について詳しく、わかりやすく書いていたので、ここなら大丈夫そうだと、思いました。とても親切にいただきました。任意整理のあと、借金できない生活へ変わり、いかにやりくりしていくかということを考えて生活していましたが、今では慣れました。

任意整理③



「一緒に頑張りましょう」と支えてもらいました。

Aさん（40代・女性）

育休で収入が激減し、キャッシングを利用して生活費をカバーしていました。育休後の仕事が契約更新に至らなかったため返済が思うようにできず、返済額が数年間で段々増えていきました。滞納もあり、督促状が何度も届いており、電話でもかなり強い口調で返済を求められていました。無料で相談できるのと、本当に誰かに助けてほしかったので、思い切って弁護士に相談しました。私の現状を踏まえつつ、解決方法をわかりやすく提示し、無理なく頑張れる程度の返済金額を考えてくださり、本当に助かりました。不安や疑問すべてに丁寧に対応してくださり、とても心が軽くなりました。誰にも相談できずとても苦しい毎日でしたが、一緒に頑張りましょう、と支えてもらいました。

民事再生①



貯金ができるようになったのが、大きな変化です。

Sさん（40代・男性）

考えの甘さからクレジットカードの乱用やキャッシングを行い、真剣にまざると気づいたときには数百万円になっていました。借金の返済に追われて考え方も卑屈になり、全体的にふさいでいましたが、アディーレの窓口の方は、大変親身に話を聞いてくださりありがたかったです。そして、借金返済の目的が立たないと思ったこと、会社からの給料が少なくなったことから、民事再生に踏み切りました。準備も資料収集も自分がまいたタネでしたので困難ではありませんでした。民事再生後の変化としては、貯金ができただけで非常に大きな違いです。今まで支払いに充てていた分を貯金できるので精神的に本当に救われました。弁護士費用は分割払いができたので大変助かりましたし、結果を見れば安いと思えました。

＼アディーレを利用されたノご相談者さまの声③

民事再生②



心のストレスが以前に比べて軽くなりました。

Kさん (30代・女性)

勤務先でのストレスからクレジットカードで買い物をし、その支払いや生活費の補てんを借入で行っていた結果、十数年で数百万円の借金を抱えてしまいました。実績が多く、親身になって聞いていただけたらと思います、アディーレに相談しました。身体を壊し、会社を休みがちになったときがあって、返済が大変になり、依頼しました。資料収集などは困難ではなかったのですが、私のほうで準備するのが遅れたり、し忘れったりということがあり、ご迷惑をおかけしました。借金のことや、いつまでにお金を準備しておかなくちゃいけないということを考えなくていいと思うと、心のストレスが以前に比べて軽くなりました。弁護士費用は、自身で働き入金させていただきました。分割というのはありがたかったです。

自己破産①



再スタートできる喜びが大きいです。

Yさん (50代・男性)

趣味と交際費にかなりの額を使ってしまい、数年間、借入をしていました。サラ金業者からの返済は利息のみ入金、クレジットカードのリボ払いは、1ヵ月遅れになったら光熱費や家賃を遅らせるという自転車操業だったため、ギリギリ生活できていた状態でした。インターネット広告などでアディーレを見つけて相談したところ、丁寧に説明していただきました。かなり多くの資料が必要で、おまけにわからないことだらけで、何度も電話したのですが、わかるまで丁寧に教えてくださったので、大変助かりました。自己破産をして免責を受けた結果、気持ちが楽になり、今までよりお金の使い方を考えるようになりました。何よりも、再スタートできる喜びが大きいです。

自己破産②



毎月の支払いに悩むことがなくなりました。

Mさん (50代・男性)

私は、会社の業績悪化により、給料の不安定、給料支給の遅れなどにより生活が困窮し、銀行などよりローンを借り入れた結果、数年間で数百万円という多重債務になりました。何とか最後まで支払いをしたかったのですが、給料は不安定だし、会社の事業が好転するとは思えず、思いきって弁護士への依頼を決意しました。最初は半年くらいで裁判が終わると思っていましたが、準備の大変さ、大切さを痛感しました。弁護士の方には、すべてに親身になっているいろいろご指導いただき、ありがたかったです。弁護士費用は少し高いかなとも思いましたが、給料と、一部は親からの援助で捻出しました。おかげさまで、毎月の支払いをどうしようかと悩み考えることがなくなり、仕事に集中できるようになりました。

弁護士費用と債務整理の準備

弁護士費用について①

ご相談時に事前見積りいたします。

◎過払い金返還請求

完済した業者 / 1社あたり

初期費用	無 料
弁護士費用	<ul style="list-style-type: none">・話し合いにより解決した(訴訟をしない)場合 基本費用: 6万6,000円(税込) + 報酬金: 回収した「過払い金」の22%(税込)・訴訟により解決した場合 基本費用: 6万6,000円(税込) + 報酬金: 回収した「過払い金」の27.5%(税込) ※基本費用および報酬金は、 回収した過払い金からお支払いいただきます。

【過払い金返還請求の注意事項】 ※万が一、回収した過払い金が基本費用および報酬金の合計額に満たなかった場合、不足分をお支払いいただく必要はありません。※訴訟で解決する場合、訴訟費用は依頼者の方のご負担となりますが、回収した過払い金を超えてお支払いいただく必要はありません。

◎任意整理 (過払い金返還請求を含む)

1社あたり

基本費用	4万4,000円(税込) ※債権者から提訴されている場合は、6万6,000円(税込)
報酬金	<ul style="list-style-type: none">・和解できた場合 (解決報酬金) 2万2,000円(税込)+・債務額を減額または免除することができた場合 (減額報酬金) 減額または免除できた金額の11%(税込)+・過払い金を回収できた場合 (過払金報酬金) 話し合いにより解決した (訴訟をしない) 場合 → 回収した「過払い金」の22%(税込)訴訟により解決した場合 → 回収した「過払い金」の27.5%(税込)

【任意整理の注意事項】 ※原則、4回までの分割払いが可能ですので、ご相談ください。※商工ローン、システム金融、不動産担保ローンの場合は、別途料金となる場合がありますのでお問い合わせください。

弁護士費用について②

ご相談時に事前見積りいたします。

◎民事再生 ※最大10回までの分割払いが可能です(再生委員報酬を除く)。

(1) 当事務所本支店の所在都道府県での申立ての場合

	住宅ローン特例あり	住宅ローン特例なし
基本費用	55万円(税込)	46万2,000円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)	

(2) 当事務所本支店の所在都道府県以外での申立ての場合

	住宅ローン特例あり・なし共通
基本費用	55万円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

【民事再生の注意事項】 ※上記申立事務手数料には、各地方裁判所までの弁護士の出張交通費、日当などが含まれています。※再生委員が選任された場合、再生委員報酬が別途必要となります(申立地域により異なります)。再生委員報酬は申立後、分割で再生委員に直接積立していただきます。※そのほか、面談時に指定した資料の提出に3ヵ月超を要した場合には、申立事務手数料の増額を申し受けることがあります。

◎自己破産 ※最大12回までの分割払いが可能です。

(1) 当事務所本支店の所在都道府県での申立ての場合

	管財事件(少額管財事件を含む)	同時廃止
基本費用	46万2,000円(税込)	46万2,000円(税込)
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・申立事務手数料 5万5,000円(税込) ・管財費用(管財人引継手数料含む) 20万1,000円が別途必要となります。 ※管財費用は、申立地域により異なります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

(2) 当事務所本支店の所在都道府県以外での申立ての場合

	管財事件・同時廃止共通
基本費用	48万4,000円(税込)
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・申立事務手数料 5万5,000円(税込) ・管財事件とされた場合、管財費用が別途必要となります。 ※管財費用は、申立地域により異なります。

【自己破産の注意事項】 ※上記申立事務手数料には、各地方裁判所までの弁護士の出張交通費、日当などが含まれています。※そのほか、面談時に指定した資料の提出に3ヵ月超を要した場合には、申立事務手数料の増額を申し受けることがあります。

弁護士費用について③

ご相談時に事前見積りいたします。

◎ヤミ金融からの借入

1社あたり

基本費用

6万6,000円(税込) ※お支払い方法についてはご相談が可能です。

報酬金

- ・話し合いにより過払い金が返還された場合、または犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律もしくは犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づく被害回復手続により、被害回復分配金または被害回復給付金が支給された場合 → 回収した「過払い金」または支給された金額の22%(税込)
- ・訴訟により過払い金が返還された場合 → 回収した金額の27.5%(税込)

弁護士費用に関する注意事項

※弁護士費用の詳細はWebサイトをご覧ください。直接当事務所までお問い合わせください。※委任事務を終了するまでは契約を解除できません。この場合、解除までの費用として事案の進行状況に応じた弁護士費用をお支払いいただきます。※弁護士費用等については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算します。※本書に掲載する弁護士費用は2023年10月時点のものであり、今後変更の可能性があります。

弁護士費用が心配な方も安心!『3つのお約束』

当事務所では、弁護士費用でためらうことなく、安心して債務整理や過払い金についてご相談・ご依頼いただけるよう、『3つのお約束』をご用意しています。

気軽に相談! ▶▶ 3つのお約束

1 ご満足いただけ
なかった場合は…

基本費用の全額を
返金保証
(90日以内)※1

2 借金を完済した方は…

ご依頼時の
費用負担なし
※2

3 現在返済中の方は…

相談前の
過払い金診断が
無料

※1. 返金保証をご利用するためには、次の全ての条件を満たす必要があります。①ご依頼日から90日以内(ご依頼日翌日から起算します)に委任契約終了のお申し出をいただくこと②その際に、本サービスの利用をご希望である旨のお申し出をいただくこと③契約終了時にお送りするアンケート用紙のすべての項目に対してご回答いただき、アンケート用紙到着後2週間以内に当事務所にご返送いただくこと(必着)【注意事項】※ご依頼日は、当初委任契約(原契約)の成立日となります。そのため、当初委任契約の成立後、対応する業者の追加や方針(任意整理・民事再生・自己破産)の変更によって契約内容に変更があっても、本サービスの適用基準となるご依頼日(適用期限起算日)は、当初委任契約成立日となります。※返金保証の適用は依頼者の方から委任契約終了のお申し出があった場合に限り(信頼関係破壊に至ったと判断せざるを得ないなど、やむを得ない事由により当事務所より委任契約を終了させていただく場合(任意整理契約書10条、法的整理契約書9条)は除きます)。※任意整理でのご依頼の場合、委任契約終了のお申し出があった時点ですでに和解済の業者については返金保証の適用除外とさせていただきます。なお、和解済業者以外の業者について委任契約終了をご希望された場合、和解済業者の基本費用や減額報酬金などの費用の清算が済んでいない場合は、ご入金済の金銭のうち、まずは和解済業者の残費用に充当し、充た後の残金があった場合に当該残金を返金いたします。※民事再生・自己破産でのご依頼の場合、委任契約終了のお申し出があった時点で申立済(すでに裁判所に申立書を出している段階)の場合、返金保証の適用除外とさせていただきます。※返金保証をご利用いただき、当事務所より返金する場合、返金方法は依頼者の方のご本人名義口座への振込に限らせていただきます。なお、振込手数料は依頼者の方の負担とさせていただきます。返金対象金額が振込手数料相当額を下回る場合には、返金できませんので、ご了承ください。※事務手続がございますので、ご返金はアンケートご返送後2週間程度お時間を頂戴しております。※ヤミ金融業者事件については、返金保証の適用除外とさせていただきます。※2. 過払い金返還請求でのご依頼の場合、弁護士費用は回収した過払い金からのお支払いとなります。経済的利益を得られなかった場合には、不足分は請求いたしません。

アディーレ インフォメーション

より身近な、より依頼しやすい、法律事務所へ ①

アディーレは、費用面での“保証事務所”であり続けます。

1 費用面での“保証事務所”とは、どういう意味ですか？



費用面での安心を保証する法律事務所、つまり、お客さまがお金の心配をすることなく、安心して依頼できる法律事務所という意味です。「せっかく弁護士に依頼したのに、目的を達成できずにお金だけかかってしまった」、「解決はしたものの、弁護士に頼んだら逆に損をしてしまった」ということがないよう、アディーレでは、お客さまの経済的利益・成果を超える報酬はいただかない(★)、もしくはお返しすることをお約束しています。

★依頼内容によっては、保証が適用とならない場合がございます。また、「成果を得られた場合」および「成果を得られなかった場合」について、「お客さまの経済的利益」の内容については、各取扱いサービスによって異なります。具体的な保証内容や適用条件等の詳細は各サービスの弁護士費用ページをご参照いただくか、ご相談時に事務員・弁護士までお問い合わせください。

2 どうして費用面での保証をしているのですか？



「お金がかかりそう」というイメージだけで弁護士への相談や依頼をためらっている方がいるのであれば、その費用面での不安をなくし、一人でも多くの方が依頼しやすい環境を作ることが大事だと考えたからです。たとえば、依頼段階で支払う「着手金」は、結果の良し悪しにかかわらず、原則としてお客さまへ返金されないことが弁護士業界では一般的です。しかし、弁護士への依頼を検討されている方からすれば、「お金だけ損してしまう可能性があるのなら、気軽に相談することなどできない」と思われることでしょう。そこで当事務所では、「弁護士費用の常識」を覆し、依頼時のお客さまの躊躇(ちゅうちよ)をなくす、アディーレ独自の保証を提供しているのです。

アディーレが選ばれる理由

豊富な経験と相談実績！

債務整理、交通事故、夫婦問題、労働トラブル、B型肝炎の給付金請求など数多くの法律相談をお受けし、開設以来の相談者数が累計90万人を突破しました。なお、弁護士には依頼者の秘密を守る義務があり、アディーレでは、完全個室でのご相談をはじめ、個人情報を完全に管理する体制を整えております。お客さまのプライバシーを厳重に保護しておりますのでご安心ください。



※2023年7月時点。本実績は、アディーレ法律事務所の開設当時から累計であり、弁護士法人アディーレ法律事務所と弁護士法人AdIre法律事務所の合計です。実際に弁護士への相談に至った方のみのものであり、問合せ・質問・予約のみは含みません。

より身近な、より依頼しやすい、法律事務所へ ②

3 依頼して損をすることは、本当にはないのですか？



ご相談内容から、「お客様の権利や利益を実現できる見込みが十分にある」と弁護士が判断し、ご依頼を受けたにもかかわらず、結果として成果を得られなかった場合、原則お客様の経済的利益を超える費用のご負担はありません(★)。たとえば、過払い金の返還請求のご依頼では、過払い金が回収できなかった場合はもちろん、回収した過払い金が弁護士費用を下回る場合にも、回収額以上の弁護士費用はいただきません。民事再生や自己破産などの法的整理のご依頼では、再生不認可・免責不許可という結果になった場合、基本費用等を全額返金いたします(再生不認可・免責不許可の原因により返金対象外となる場合があります)。

4 アディーレのどのサービスに対して適用されますか？



アディーレが提供する法的サービスすべてに適用されます。具体的には、債務整理(過払い金の返還請求、任意整理、民事再生、自己破産)、交通事故の被害、夫婦問題や男女トラブル(浮気・不倫の慰謝料請求・慰謝料減額、貞操権侵害の慰謝料請求、離婚問題)、残業代請求・退職代行、B型肝炎の給付金請求、アスベスト(石綿)健康被害の給付金・賠償金請求などがあります。手続の種類によって、「着手金無料の成功報酬制とするため、利益を超える成果がなければ原則弁護士費用が発生しないもの」、「依頼時に基本費用をいただいたうえで、成果がなかった場合には、利益を超える基本費用をお返しするもの」など保証内容(★)は変わりますが、どのサービスであっても、依頼時点でお金の心配はいりませんのでご安心ください。

★依頼内容によっては、保証が適用とならない場合がございます。また、「成果を得られた場合」および「成果を得られなかった場合」について、「お客様の経済的利益」の内容については、各取扱いサービスによって異なります。具体的な保証内容や適用条件等の詳細は各サービスの弁護士費用ページをご参照いただくか、ご相談時に事務員・弁護士までお問い合わせください。

アディーレが選ばれる理由

ご相談は何度でも無料! (★)

アディーレの多くの取扱いサービスは、何度でもご相談無料(★)。また、お電話では平日はもちろん、土日祝日も含め毎日朝9時から夜10時まで、Webでは24時間、無料相談のご予約を受け付けております。

(★)一部サービスのご相談は有料となります。

全国65拠点以上!

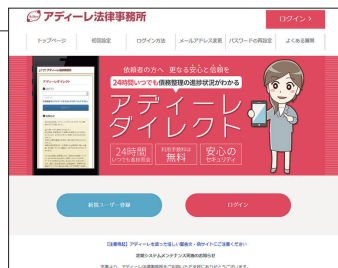
全国に65拠点以上あり、お客様の最寄りの事務所でご相談いただけます。無料駐車場やキッズスペースを設置するなど、遠方からお越しの方やお子さま連れの方をはじめ、どなたでもご相談しやすい環境作りを行っています。

※2023年10月時点、キッズスペースのない支店もあります。

手続の進み具合をカンタン確認！

アディーレダイレクト

アディーレダイレクトとは、債務整理手続の進捗状況や入出金状況、よくあるご質問などを、お持ちのパソコンやスマートフォンから確認できる、当事務所独自のWebシステムです。24時間365日いつでもアクセス可能で、ご自身の手続が今どのような状況かをWeb上で確認できるため、お電話での問合せが不要となります。また、状況が進んだ場合や、月々の積立金の振込期限・必要書類の提出期限が近くなった場合に、お客さまのメールアドレスへお知らせメールが届きます。



アディーレダイレクトのトップ画面

PC・スマホ で進捗がわかる	24時間 いつでもアクセスOK	無料 で登録・使用
簡単 に確認・操作	安心 のセキュリティ	メール でお知らせ

<https://www.adire.jp/direct/>

あなたの“気になる”を動画で解決！

アディーレYouTubeチャンネル

▼アディーレお客さまサポートチャンネル
債務整理を依頼された方向けに、裁判所へ提出する書類の取得方法や手続に必要な書類の書き方について、イラスト&写真付きで親切丁寧に解説！「弁護士に依頼したけど、わからないことがあ



ったらどうしよう？」と手続の前に不安がある方は、ぜひご視聴ください。

動画はこちら！



▼アディーレ法律事務所公式チャンネル
“弁護士YouTuber”が優しく&易しく解説する「気になるニュースを“法”で見る」、代表弁護士の想いや依頼者の方の貴重なインタビューを紹介する「これぞアディーレの“神髄”」など、弁護士をもっと身近に感じていただけ、新機軸の動画を続々と公開中です。



動画はこちら！



おわりに

ここまで、債務整理の基礎知識や手続の流れについて解説をしてきましたが、いかがでしたか？このハンドブックによって、あなたの抱える悩みや不安が少しでも軽減できれば幸いです。債務整理にはさまざまな種類がありますので、弁護士と相談しながら、ご自身に合う解決方法を見つけていきましょう。

それでは最後に、過払い金の返還請求が今後どうなっていくのか、簡単にご説明します。「グレーゾーン金利は無効」という最高裁判所の判決が出たことで、過払い金の返還請求が怒涛のように貸金業者を襲い、経営破綻に追い込まれる業者が増えています。実際に、中小規模の貸金業者数を含めれば、最盛期の1986年に4万7,504社あった業者は1,540社（2023年10月金融庁発表）まで落ち込んでおり、今後も業者数の減少は続いていくでしょう。

また、過払い金の返還請求には、最終返済日から10年（または過払い金が発生していることやその金額を知ってから原則5年）という時効がありますが、多くの方がその事実を知らずに、過払い金の返還請求をすることなく、時効を迎えてしまっているのも現状です。

こういった背景を踏まえると、過払い金の返還請求は「早ければ早いほどよい」といえます。あなたが過払い金の返還請求をしようとしている貸金業者も、いつ倒産するかわかりません。もし倒産すれば、過払い金を取り戻すことは難しくなってしまいます。

つまり、今行動しなければ、請求できるはずのあなたの過払い金が、知らぬ間に消滅してしまう可能性があるのです。

だからこそ私たちは、借金問題の解決へ向けて一歩を踏み出すあなたを支え、あなたを助ける、“身近な法律事務所”でありたいのです。

「 Restart with Adire 」

アディーレは、人生の再スタートを切る、“あなたの一歩”を応援します！

アディーレ法律事務所

- [設 立] 2004年
[本店所在地] 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
[拠 点 数] 全国65拠点以上
[代表弁護士] 鈴木淳巳 (愛知県弁護士会所属)
[所属弁護士数] 225名以上
[取扱いサービス] 債務整理 (過払い金の返還請求、任意整理、民事再生、自己破産)
交通事故の被害
夫婦問題・男女トラブル
(浮気・不倫の慰謝料請求・慰謝料減額、貞操権侵害の慰謝料請求、離婚問題)
残業代請求 (残業代請求を含む労働トラブル)・退職代行
B型肝炎の給付金請求 アスベスト(石綿)健康被害の給付金・賠償金請求
インターネット権利侵害 遺言・遺産相続 など

[拠点一覧]

- 北海道 …… 札幌 旭川 函館 釧路 苫小牧 帯広
東 北 …… 青森 八戸 盛岡 仙台 郡山
関 東 …… 池袋本店 立川 北千住 町田 新宿 横浜 川崎 横須賀
大宮 川越 千葉 船橋 柏 水戸 宇都宮 高崎
中 部 …… 名古屋 名古屋栄 岡崎 静岡 浜松 沼津 岐阜 津 新潟 長岡
長野 松本 金沢 富山
関 西 …… 大阪 なんば 堺 枚方 京都 神戸 姫路 奈良 滋賀草津 和歌山
中国・四国 …… 広島 福山 岡山 高松 松山
九州・沖縄 …… 福岡 小倉 久留米 長崎 佐世保 熊本 大分 鹿児島 那覇

【著作権・免責について】

本書で公開している文章、商標、画像、デザインなどの一切のコンテンツの著作権は、アディーレ法律事務所に帰属します。コンテンツの使用、転用、複写、送信などあらゆる手段による無断利用は一切禁止します。また、本書で公開しているコンテンツの内容について当事務所はいかなる保証もいたしません。本書の利用によって生じた一切の損害について当事務所はいかなる責任も負いません。

【プライバシーポリシーについて】

弁護士には依頼者の秘密を守る義務があります。依頼者 (有料無料を問わず、また電話やメールによる法律相談のみを依頼した方を含みます) の氏名、住所、連絡先などの秘密は厳守いたします。相談内容については、氏名や事案が一切特定されないよう一般化したうえで、当事務所のホームページ・小冊子などで相談事例としてご紹介させていただくことがあります。

※本書で解説・紹介する内容は、特記なき限り2024年4月時点のものであり、法律・弁護士費用などは今後変更になる場合があります。

アディーレ法律事務所

池袋本店：東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
弁護士法人Adire法律事務所 [第一東京弁護士会所属]

ゼロイチニゼロ サイム ナシニ
 **0120-316-742**

朝9時から夜10時まで、土・日・祝も休まず受け付けております！

アディーレ 検索 <https://www.adire.jp/>